

第二期小平市子ども・子育て支援事業計画（案）について

1 計画策定の背景

市では、平成 24 年 8 月制定の子ども・子育て支援法に基づき、平成 27 年 3 月に「小平市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、施策を推進してきました。

令和元年度末をもって計画が終了するとともに、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始されたことなどを受け、市民の多様なニーズとその変化に応えられるよう、令和 2 年度から 5 年を計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援施策の総合的、計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市の次世代育成支援行動計画に位置付けます。

なお、計画の策定に当たっては、上位計画及び関連する各個別の計画との整合を図ります。

3 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、就学前児童と小学校 1 年生から 6 年生までの就学児童及びその保護者（子育て家庭）とします。

(2) 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

4 計画の策定体制

(1) 庁内体制

庁内関係課で構成する子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会により検討を行っています。

(2) 小平市子ども・子育て審議会

小平市子ども・子育て審議会条例（平成 25 年条例第 17 号）に基づき設置した審議会に諮り、これまでに 8 回開催し意見を聴取しています。

(3) 実態把握

昨年度に実施した小平市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果を基礎資料としました。

5 計画案の概要

(1) 第1章 計画の基本的な考え方

(2) 第2章 小平市の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- ① 小平市の状況
- ② 保育・子育て支援の状況
- ③ ニーズ調査からみた子育て家庭の現状
- ④ 第一期計画の評価と課題

(3) 第3章 計画の基本理念と基本的な視点

基本理念

「みんなですくすく 感動子育て 笑顔があふれるまち こだいら」

基本的な視点

- ・ 様々な子育て家庭を支える視点
- ・ 安全・安心な子育てができる環境をつくる視点
- ・ 地域で子育てを支える視点

(4) 第4章 施策の展開

① 子ども・子育て支援新制度の概要

② 基本事項

- ・ 教育・保育提供区域
- ・ 乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出
- ・ 乳幼児期の教育・保育にかかる量の見込み・確保方策・実施時期
- ・ 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保方策・実施時期
- ・ 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保

③ 次世代育成支援の主な取組

- ・ 子どもの居場所・学びの場の充実
- ・ 子育ての相談・交流の場の充実
- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・ 障がいのある子どもへの支援の充実
- ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現
- ・ 親と子の健康づくりの推進

(5) 第5章 計画の推進

6 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施

(1) 期間

令和元年11月20日（水）から12月19日（木）まで（30日間）

(2) 意見応募者数

17人（持参、ファクシミリ、市ホームページ）

(3) 意見等への対応

反映済み	4件
反映する	1件
一部反映	5件
反映しない	1件
参考意見	28件
合計	39件

7 今後の予定

令和2年3月18日（水） 市議会議員への報告

令和2年3月末 計画公表